

新型コロナウイルス感染症流行拡大に伴う登録有効期限の延長について

新型コロナウイルス感染症流行拡大に伴い、登録有効期限の延長について、以下のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 本制度に登録している登録者・専門家・上級専門家の登録有効期限について
2020年6月30日（火）までに申請したものを含め（必着）、本制度に登録している全員の「登録有効期限」を、無条件に1年間延長する。
なお、今回の措置に伴う登録証は、再交付しない。

以上

2020年6月22日

産業保健看護専門家制度委員会

委員長 掛本 知里

